

診療情報の提供は、患者さんが病気と診療の内容を十分に理解し、医療従事者と相互に信頼関係を保ちながら、共同して病気を克服することを目的としています。この診療情報提供に関しては原則として日本医師会が定めた「診療情報の提供に係る指針」に則しております。しかし、精神科では特に個人のプライバシーに関する情報や第三者からの情報も多く、その運用において厳しい配慮が要求されますので、以下のような条件の下で診療情報の提供をさせていただくことになります。どうぞ、ご理解ください。

1. 診療情報の提供を求めることのできる方は原則として次のとおりいたします。

- (1) 患者さん本人
- (2) 患者さんの判断能力に疑義がある場合は精神保健福祉法上の家族等
- (3) 患者さん本人から代理権を与えられた3親等内の親族
- (4) 法廷代理人、任意後見人 なお、患者さんが転医するときや、後日において転移先の医師から提供の要請があった場合には、患者さんの同意を得たうえで診療情報を提供します。

2. 診療情報の提供の方法 口頭による説明、説明文書や要約書の交付、診療記録等の開示（閲覧、謄写）等、具体的状況に即した適切な方法で行います。

3. 次のような場合には、診療情報の提供、診療記録等の開示の全部または一部をお断りさせていただきます。

- (1) 診療情報の提供が、患者さん本人の心身の状況を著しく損なう恐れがあるとき。
- (2) 対象となる診療情報が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
- (3) 上記(1)(2)のほか、診療情報の提供が不相当とするに相当な事由があるとき。

4. 遺族に対する診療情報の提供

ご遺族の申し出に対して死亡に至るまでの診療経過、死亡原因などについての診療情報を提供いたします。なお、診療記録等の開示を求めることができるのは法定相続人に限定いたします。何れの場合にも、上記3および亡くなられた方の尊厳に十分に配慮した提供をいたします。

5. 診療情報の提供の請求手続きは必ず書面で行ってください。

当院が定めた書式「診療情報提供申込書」を用いて、当院管理者（院長）に申し立ててください。診療情報の提供のために要する費用はすべて請求者の負担となります。提供の可否はでき

詳しくは、医事課窓口にお尋ねください。